

2025 年 8 月 12 日

キッズスクール保護者各位

株式会社ヴェルディ
支配人 金子 大樹

キッズスクール会員会則改正のお知らせ

日頃より、当クラブをご愛顧賜りまして心より御礼申し上げます。

さて、この度、月会費の口座振替システムが変更に伴い、キッズスクール会員会則を改正いたしますので、変更箇所を下記からご確認ください。

スタッフ一同、より良いサービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

改 定 日：2025 年 10 月 1 日

改定内容：ヴェルディスポーツプラザ キッズスクール会員会則

改定前	改定後
第 10 条（退会） 会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の 23 日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。 また、23 日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。	第 10 条（退会） 会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の 5 日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。 また、5 日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。

改定前	改定後
第 12 条（休会） 1. 会員本人または親権者の都合により 1 ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合は、休会希望前月の 23 日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。	第 12 条（休会） 1. 会員本人または親権者の都合により 1 ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合は、休会希望前月の 5 日迄(休業日の場合は翌営業日)に来店し書面にて所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。

以上